



■「扶養親族等申告書」の提出はお済みですか

扶養親族等申告書は、来年受け取る老齢年金からの源泉徴収所得税や住民税を算定する際に、受給者が扶養している親族の状況を申告するための書類です。日本年金機構から届く「扶養親族等申告書」に、翌年の状況など必要事項を記入し期限までに提出してください。

「扶養親族等申告書」が送付される老齢年金受給者は次のとおりです。

・65歳以上で年間148万円以上の年金を受給している人

・65歳未満で年間98万円以上の年金を受給している人

この申告書を提出しないと、扶養控除など税制上の控除が受けられず、税金が多く徴収されることがあります。適切な算定のため内容をよく確認し、忘れずに提出してください。

なお、障害年金や遺族年金には税金がかからないので、これらの

みを受給している人に扶養親族等申告書は送付されません。

また、扶養親族等申告書に記入した内容は年の途中で修正できませんが、翌年度の確定申告で精算できるので、翌年度の公的年金等源泉徴収票で扶養親族などの漏れがないか確認してください。マイナポータルからの電子申請も可能です。



■年金受給者が死亡したときは届け出が必要です

年金を受給していた人が死亡した場合、手続きが必要です。手続内容、必要なものはねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)にお問い合わせください。

なお、手続きが遅れると年金が

過払いになり、遺族の人が返納することがありますので注意してください。

■年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。すでに給付金を受給している人は手続不要ですが、今年度新たに対象になる人は、請求書の提出が必要です。対象者への案内や事務手続は日本年金機構(年金事務所)が行います。

対象となる人

○老齢基礎年金を受給していて、次の要件をすべて満たしている人

・65歳以上
・世帯員全員が市町村民税非課税
・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約93万円以下
○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給していて、次の要件を満たしている人

・前年の所得額が約492万円以下

請求手続

手続が必要な人には、日本年金機構から順次通知が送付されます。請求書(ハガキ形式)が同封されていますので記入して提出してください。令和9年1月4日までに

請求手続きが完了すると、令和8年10月分までさかのぼって受け取ることができますので、早めに提出してください。また、今年度中に世帯構成などが変更になり要件を満たようになった人には、請求書が届きませんので、自分で請求の手続きが必要です。困国保年金課、☎住民福祉課または年金事務所の手続きをしてください。



■令和8年10月から国民年金保険料の育児免除制度が始まります

国民年金第1号被保険者(自営業者・農業者・アルバイト・無職など)も育児で保険料が免除される制度が10月から新たに始まります。こども(実子・養子)を育てている人(父母・養父母)は、申請することで、こどもが1歳になる誕生日の前月までの保険料の納付が免除されます。育児免除期間として認められた期間は、保険料を

納付したもののとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。すでに該当期間分の保険料を納付している場合は、該当期間分の保険料は後日返されます。免除・納付猶予を受けている場合も、将来受け取ることができる年金額が多くなるので、必ず育児免除の申請をしてください。

対象となる人

令和8年10月以降、1歳になるまでの子を養育する国民年金第1号被保険者の実父母、養父母

申請手続

年金手帳や基礎年金番号通知書など基礎年金番号が分かるものを持参し、困国保年金課か☎住民福祉課にお越しください。

